

別紙

参考例

(道路運送法施行規則第六条第一項第九号の地方運輸局長が指定する回数が一五回である地方運輸局の場合)

道路運送法施行規則第一四条第一項第九号の地方運輸局長が指定する運行系統及び指定する運行回数の変更の範囲は次のとおりとする。

一 個別の指定に係る運行系統及び運行回数の変更の範囲

運行系統名	下 限 回 数	上 限 回 数

二 包括的な指定に係る運行系統及び運行回数の変更の範囲

現行認可運行回数	下 限 回 数	上 限 回 数
一六〇二五	16	現行認可運行回数 + 10
二六〇七五	- 10	現行認可運行回数 + 10
七六〇一五	- 20	現行認可運行回数 + 20
一〇六〇	- 25	現行認可運行回数 + 25